13億1377万1千円

般会計補正予算(第6号)

の精査による追加等です。 づく給与改定等に伴う人件費 社会福祉基金など各種基金積 商業チャレンジ等支援 人事院勧告に基

平成30年第4回定例会が12月10

補正予算、条例の改正等の議案の審議

審議された議案のあらましについては

補正後の予算額

97億1562万円

13億8376万8千円

1億5057万3千円

10億5112万8千円

3億8692万9千円

6182万7千円

1911万3千円

5億4016万円

日から12日まで行われました。

以下のとおりです。

額

を行い、原案のとおり可決しました。

事業補助金、 ふるさと応援寄附金返礼品

う人件費の精査による追加等

告に基づく給与改定などに伴 燃料費の不足分、人事院勧

◎国民健康保険事業特別会計

等に伴う人件費の精査、

単

価 定

人事院勧告による給与改

高騰に伴う燃料費、

電気料の 北島

◎簡易水道事業特別会計

補正

予算 (第5号)

補正予算(第3号)

庫補助金等精算返還金等の追 定等に伴う人件費の精査、 人事院勧告に基づく給与改 玉

◎後期高齢者医療特別会計補 正予算 (第1号)

等です。 付金、 後期高齢者医療広域連合納 保険料等負担金の追加

◎介護保険事業特別会計補正 予算 (第3号)

平成 30 年度補正予算

슸

計

国民健康保険事業(第3号)

後期高齢者医療(第1号)

介護サービス事業(第2号)

営農用水道等事業(第2号)

公共下水道事業(第3号)

病院事業会計【収益的収支】(第2号)

易水道事業(第5号)

険 事

名

業(第3号)

計(第6号)

今

回

補

正

1億2308万7千円

2430万7千円

568万4千円

2115万4千円

19万9千円

21万円

△19万7千円

147万2千円

2952万6千円

会

特

別

会

計

額の確定による超過交付金の

分介護給付費等の実績に伴う

返還金等の追加等です。

般

護 保

による人件費の精査、 人事院勧告に伴う給与改定 前年度 修繕料、 査による追加等です。

◎公共下水道事業特別会計補

給与改定等に伴う人件費の精 北檜山下水処理場脱水機 正予算 (第3号) 人事院勧告に基づく 0

◎営農用水道等事業特別会計 補正予算

通信運搬費の 追

光熱水費、

借上料の減額等です。 歌取水ポンプ修繕、 上昇にかかる光熱水費、 (第2号) 発電機等

議会だより 2



7

◎病院事業会計補正予算 (第2号)

収益的収入及び支出

務の追加です。 子カルテシステム保守管理業 定等に伴う人件費の追加、 人事院勧告に基づく給与改 電

例

条

◎町長等の給与等に関する条 例の一部を改正する条例に

◎職員の給与に関する条例の 部を改正する条例につい

例の一部を改正しました。 料月額を改正するため、本条 務員の給与改定に準じて、 人事院勧告に基づく国家公 給

意

同

選任しました。 ◎監査委員選任について 任期満了に伴い、 次の方を

北檜山区豊岡

ますが、

今回の請願書の趣旨

た意味で付帯意見を付けてい

採択については反対いたしま

残ざん 間ま 正だし さん (68歳)

> ました。 監査委員の辞任に伴い、後任 には本多 また、議会選出の大湯圓郷 浩議員が選任され

願

◎国民宿舎あわび山荘の改築 に関する請願について

しました。 員長報告どおり趣旨採択で決 と報告があり、 員会から趣旨採択すべきもの 付託された総務厚生常任委 本会議では委





たものであります。紹介議員 側の責任として議会に出され が基本にあります。そういっ の立場として全面採択、これ までも大成区民の願意を公社 たします。この請願書はあく について反対の立場で討論い ◎反対討論 私はこの請願書の趣旨採択 石原広務 議員

そ の

いて を変更する協定の締結につ

7506万円

する協定を締結するため、 自立圏形成協定の一部を変更 たな町定住自立圏形成協定の 部を変更しました。 せ

◎工事請負契約の締結

工事名

旧瀬棚養護老人ホーム三杉

契約の相手方 荘解体工事

代表者 構成員 専務取締役支店長 株式会社高橋建設せたな本店 403番地 久遠郡せたな 町瀬棚区本町 共同企業体 高橋・佐藤・福井経常建設 坂下正治

8番地 296番地2 久遠郡せたな町瀬棚区本町 代表取締役 佐藤建設工業株式会社 久遠郡せたな 町瀬棚区本町 児島 永幸

他

代表取締役 契約金額

福井

利光

有限会社福井技建

◎定住自立圏形成協定の一部

函館市との間において定住

発

議

◎議会議員の報酬及び費用弁

末手当を改正するため条例の 務員の給与改定に準じて、 部を改正しました。 改正する条例について 償等に関する条例の一部を 人事院勧告に基づく国家公 期

